



平成 30 年 9 月 26 日

奈良県教育委員会 御中

請願者

[Redacted content]

奈良県教育委員会陳情処理規程第 2 条の規定により、請願書を提出する。

法規違反の疑義に関する説明を求める請願書

1 要旨

奈良県学校施設耐震化ガイドライン策定後における平成 20 年以降の地教行法第 21 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 7 号に関して県教育委員会に議題とされ、議決を経たかどうかを明らかにし、議題とされていない場合はその責任の所在を明確にした上、公表することを請願する。

2 趣旨及び理由

現在、県立奈良高等学校の体育館及び主要校舎の耐震性等の問題について、新聞やテレビなどでも報道され、県教育委員会の行為に対し、社会に大きな衝撃を与えていく。

平成 30 年 8 月 28 日、奈良市は、体育館及び主要校舎の構造耐震指標が国の基準を大幅に下回っており、著しく低い水準であるとして、第二次避難所の指定を解除した。

また、平成 30 年 9 月 18 日には、奈良市から教育長あて、建築物の耐震改修の促進に関する法律第 15 条の規定による行政指導が行われた。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「地教行法」という。）第 21 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 7 号によれば、教育財産の管理及び校舎等の整備に関することは県教育委員会の職務として規定される。

しかし、県議会防災・県土強靭化対策特別委員会における吉田育弘教育長の答弁によれば、学校施設耐震化における意思決定は、地教行法により教育委員会の職務権限であるにもかかわらず、県教育委員会に諮ることなく県教育委員会事務局の判断で行われたことが明らかになっている。

これら教育長を始めとする県教育委員会事務局の行為は、地教行法第 21 条に違反するものであり、教育委員会制度の形骸化の誹りは免れないものというほかない。

生徒及び教員らの生命及び身体の保護に係る県教育委員会の意思を無視した重大かつ明白な瑕疵があり、意思決定は適正な手続きに則ったものとはいえず、違法不当な



ものである。

よって、県教育委員会は、奈良県学校施設耐震化ガイドライン策定後における平成20年以降の地教行法第21条第1項第1号、第2号及び第7号に関して県教育委員会に議題とされ、議決を経たかどうかを明らかにし、議題とされていない場合はその責任の所在を明確にした上、公表することを請願する。

3 その他

請願者を委員会に出席させたうえ、陳述することのできる機会を設けることを求める。

また、審議及び議決に当たっては、法規違反の疑義の当事者である教育長を除斥されたい。

平成30(2018)年10月23日

39

奈良県教育委員会

奈良県立平城高校が高校再編の対象となった理由について、
奈良県教育委員会のホームページにおける説明と、
毎日新聞社の取材記事(9月29日付)における教育長の説明が
異なる理由についての整合性の説明を求める請願

請願者 [REDACTED]

住 所 [REDACTED]

請願者 [REDACTED]

住 所 [REDACTED]

本文(要旨)

奈良県立平城高校が高校再編の対象となった理由について、奈良県教育委員会の
ホームページにおける説明と、毎日新聞社の取材記事(9月29日付)における教育長の説明が
異なっている。

ホームページにおいては、平城高校と登美ヶ丘高校と西の京高校を含む県立高校3校の合併
の必要性を表記している。

一方で教育長は平城高校閉校の理由を、耐震工事の必要性がある奈良高校の移転先として、
距離的に近く、かつ学級数が同じ事を理由に閉校にすると、新聞記事の中で返答している。
以上の相違点を教育委員会において詳しく論証する事を求める。

また、その客観的事実を、明確な根拠とともに、明らかにし、説明する事を求める。

理由

平城高校の閉校に反対し、存続を求める活動を続けている者にとって、
閉校の理由とされる内容について、教育委員会並びに教育長の答弁の信憑性を
疑う点が多く見受けられる。

閉校の理由を明らかにするとともに、
県民に対して、平城高校の存続活動の正当性を広く知ってもらうため。



平成30(2018)年10月23日

25

奈良県教育委員会

平成13年9月17日の県立高校将来構想審議会の『県立高校将来構想答申』において
具体的な整備計画の立案のためには検討委員会の設置を必要としているにもかかわらず、
平成30年の高校再編計画では検討委員会が設置されていないため、
再編計画自体の正当性が無い事を明らかにすることを求める請願

請願者 [REDACTED]

住 所 [REDACTED]

請願者 [REDACTED]

住 所 [REDACTED]

本文(要旨)

平成13年9月17日の県立高校将来構想審議会の『県立高校将来構想答申』においては、
具体的な整備計画の立案のためには検討委員会の設置を必要としている。
しかし、平成30年の高校再編計画では検討委員会が設置されていない。
よって、再編計画自体の正当性が無い事は明らかである。
よって、今回の高校再編計画は見直すべきであるため。

理由

平城高校の閉校に反対し、存続を求める活動を続けている者にとって、
閉校の理由とされる内容について、教育委員会並びに教育長の答弁の信憑性を
疑う点が多く見受けられる。

ごく一部の関係者のみで再編計画を策定し、秘密裏に行った予算計画も次々と明らかになって
いる。この疑惑を明らかにし、再編計画の問題点を県民に広く知らせたい。

特に平成13年9月17日の県立高校将来構想審議会の『県立高校将来構想答申』において、
教育関係者や保護者等からなる検討委員会の設置を必要としているにもかかわらず、
実際には検討委員会の設置を行わず、生徒や保護者、卒業生、地元関係者との事前協議もない。

平成30年に計画された高校再編計画の杜撰な実態を県民に広く知らせる必要があると考える。
併せてこの計画の見直しを促すため、再編計画の正当性の無さを明らかにすべきである。

